

介護サービス費 (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額 (自己負担額) と居住費及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。
 (サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
保険給付費 (一日)	施設サービス費 (単位)	670	740	815	886	955
	日常生活継続支援加算 (Ⅱ) (単位)	46	46	46	46	46
	夜勤職員配置加算 (単位)	21	21	21	21	21
	看護体制加算 (Ⅰ) (単位)	4	4	4	4	4
	看護体制加算 (Ⅱ) (単位)	8	8	8	8	8
	精神科医療養指導加算 (単位)	5	5	5	5	5
	個別機能訓練加算 (Ⅰ) (単位)	12	12	12	12	12
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
一日あたりの保険給付費 (小計) (単位)	a	777	847	922	993	1062
科学的介護推進体制加算 (月額) (単位)	b	50	50	50	50	50
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (月額) (単位)	c	10	10	10	10	10
基本単位+諸加算合計 (30.4日) (a×30.4) +b+c=d	d	23,681	25,809	28,089	30,247	32,345
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) d×14.0%=e	e	3,315	3,613	3,932	4,235	4,528
月額の保険給付費合計 (d+e) = f (単位)	f	26,996	29,422	32,021	34,482	36,873
保険対象費用総額 (f×10.45) (円)		282,108	307,459	334,619	360,336	385,322
利用者負担額 (円)	1割負担	28,211	30,746	33,462	36,034	38,533
	2割負担	56,422	61,492	66,924	72,068	77,065
	3割負担	84,633	92,238	100,386	108,101	115,597

その他の加算については2ページ目をご確認ください。
 食費・居住費を含めた利用料金については、3ページ目をご確認ください。
 この料金表は2024/07/31迄のサービス利用料金です。

※その他、以下に該当される場合、上記の保険給付費に別途加算されます。

●入所時初期加算：1日30単位

入所されてから30日を限度として加算されます。それ以後は、加算されません。
但し、30日以上入院をされ退院された場合は、退院日から新たに30日を限度として加算されます。

●安全対策体制加算：20単位

研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、
入所時に1回を限度として算定されます。

●外泊時費用：246単位

ご契約者が連続して3日以上入院・外泊された場合に加算となり6日間を限度とします。
加算に加え、当該居室確保のため、居住費2,300円をご負担いただきます。(契約書第18、21条参照)

●経口維持加算(Ⅰ)：1月400単位

経口により食事を摂取しており摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご契約者に対して、継続して経口
摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に対象となります。

●療養食加算：1食6単位

医師の食事せんに基づき療養食を提供された場合に加算されます。

●看取り介護加算：死亡日以前45日前～31日前は1日72単位、30日前～4日前は1日144単位、
前々日・前日は780単位、死亡日1,580単位

医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した契約者について、本人
及び家族とともに医師、看護師、介護職員等が共同して、十分な説明を随時行い合意をしながらその人
らしい看取りを支援した場合に加算の対象となります。

●個別機能訓練加算(Ⅱ)：1月20単位

機能訓練について厚生労働省へデータ提出しフィードバックを活用している場合に対象となります。

●口腔衛生管理加算(Ⅰ)：1月90単位

歯科衛生士が月2回以上訪問し、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う、また介護職員
からの相談等に対応している場合に加算の対象となります。

●口腔衛生管理加算(Ⅱ)：1月110単位

口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、厚生労働省へデータを提出しフィードバックを活用している場合、
加算の対象となります。

●配置医師緊急時対応加算：下記の時間を除く配置医師の通常の勤務時間外⇒325単位/回

早朝(6～8時)・夜間(18～22時)の場合⇒1回につき650単位 深夜(22～6時)の場合⇒1回につき1,300単位
配置医が早朝、夜間、深夜に緊急で診察を行った際に加算されます。

●ADL維持加算(Ⅰ)30単位/月

6か月後のADL値を測定し、厚生労働省にデータ提出しフィードバックを行い、さらに、初月のADL値や
要介護認定の状況などに応じて調整式で得られた値が一定値(1)以上の場合、加算の対象となります。

●ADL維持加算(Ⅱ)60単位/月

ADL維持加算(Ⅰ)の要件に加え、調整式で得られた値がさらに高い一定値(3)以上の場合、
加算の対象となります。

●退所時情報提供加算(Ⅱ)250単位/回

医療機関へ退居する際、入居者の生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合、加算の対象となります。

●退所時栄養情報連携加算 70単位/回

退所後の機関や施設に、管理栄養士が入所者等の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算の対象となります。

●新興感染症等施設療養費 240単位/日

必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染者を施設内で療養おした場合に加算の対象となります。

サービス利用料金表

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥28,211	¥30,746	¥33,462	¥36,034	¥38,533	
		2割負担	¥56,422	¥61,492	¥66,924	¥72,068	¥77,065	
		3割負担	¥84,633	¥92,238	¥100,386	¥108,101	¥115,597	
	一日あたり食費	¥2,000	¥60,800					
一日あたり居住費	¥2,300	¥69,920						
月額利用料		(30.4日)	1割負担	¥158,931	¥161,466	¥164,182	¥166,754	¥169,253
			2割負担	¥187,142	¥192,212	¥197,644	¥202,788	¥207,785
			3割負担	¥215,353	¥222,958	¥231,106	¥238,821	¥246,317

第3段階②の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥28,211	¥30,746	¥33,462	¥36,034	¥38,533
	一日あたり食費	¥1,360	¥41,344				
	一日あたり居住費	¥1,310	¥39,824				
月額利用料		(30.4日)	¥109,379	¥111,914	¥114,630	¥117,202	¥119,701

第3段階①の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥28,211	¥30,746	¥33,462	¥36,034	¥38,533
	一日あたり食費	¥650	¥19,760				
	一日あたり居住費	¥1,310	¥39,824				
月額利用料		(30.4日)	¥87,795	¥90,330	¥93,046	¥95,618	¥98,117

第2段階の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥28,211	¥30,746	¥33,462	¥36,034	¥38,533
	一日あたり食費	¥390	¥11,856				
	一日あたり居住費	¥820	¥24,928				
月額利用料		(30.4日)	¥64,995	¥67,530	¥70,246	¥72,818	¥75,317

第1段階の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥28,211	¥30,746	¥33,462	¥36,034	¥38,533
	一日あたり食費	¥300	¥9,120				
	一日あたり居住費	¥820	¥24,928				
月額利用料		(30.4日)	¥62,259	¥64,794	¥67,510	¥70,082	¥72,581

※紙オムツ代、洗濯に関する費用(家庭用洗濯機で洗えるものに限ります)は、介護サービス利用料に含みます。

※上記項目の他、日常生活上必要な衣類・物品、特別室代、医療費、お薬代、理美容代、各室内に持ち込まれる家電製品に関する電気代などは、自己負担になります。

※第1～3段階の方は、「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要です。申請や更新がない場合は、食費、居住費の減免が受けられません。詳しくは、各介護保険の保険者の介護保険窓口までお問い合わせください。